

新型コロナウイルス感染症対策としての登園自粛要請に伴う 私設保育施設保育料補助金の概要及び申請手続きについて

1 趣旨

《交付要綱第1条》

新型コロナウイルス感染症対策として実施した私設保育施設利用者への登園自粛要請期間において、当該利用者の登園自粛の促進による感染拡大の防止を図るとともに、私設保育施設の安定的な運営を支援するため、保育料の減免等を行った施設等に対し、減免相当額を補助する。

2 補助対象者

《交付要綱第3条》

原則、登園自粛要請期間において、市内在住児童の保育料減免を行った私設保育施設（企業主導型保育事業を除く）の設置者とする。

※ 市内の私設保育施設及び幼児教育施設（一部市外も含む）には、施設に対し、申請手続きの案内を行っているため、施設からの申請を基本とする。

※ **施設が保育料の減免を行わない場合に限り、登園自粛要請期間中に登園自粛を行った利用者からの申請を受け付ける。**

3 補助対象期間

《交付要綱第2条・第4条》

2020年（令和2年）4月13日から5月31日まで（登園自粛要請期間）

4 補助対象経費

《交付要綱第4条》

次の要件をすべて満たす児童の登園自粛要請期間における私設保育施設の保育料

- 【児童の要件】
- ① 藤沢市内に住所を有する児童
 - ② 保護者の就労等により保育の必要性が認められる児童
 - ③ 認可保育施設や幼稚園等、他の保育サービスを主として利用していない児童
 - ④ 登園自粛要請期間に利用施設を1日以上登園自粛（欠席）した児童

* 「保育の必要性が認められる児童」は、保護者が次のいずれかに該当する場合とする。
(原則、幼児教育・保育の無償化に係る認定と同じ要件)

保護者の状況	保育を必要とする事由
就労	就労をしていて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている（雇用契約等により月64時間以上就労している）場合。
妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合。 ※出産予定日の前6週目が属する月の初日から、出産日の後8週目が属する月の末日までの期間
保護者の疾病	病気やけがをしている場合。
保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合。
親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
就学	大学・専門学校・職業訓練校等（通信制・定時制を除く）に就学していて、月64時間以上拘束されることが常態となっている場合。
対象園児のきょうだいの育児休業中	施設を利用中の児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合。 ※生まれた児童が満1歳に達する日の翌年度5月14日までの期間

5 補助金額（算定方法）

《交付要綱第5条》

補助金額は、1ヵ月ごとに、次の計算式により算出した額（10円未満切捨て、月額上限82,000円）の合計額とする。

【計算式】 当該月の保育料額① × (当該月の欠席日数② ÷ 開所日数③)

①：利用者が施設との契約に基づき支払う保育料月額

※給食費等の実費、施設管理費等を除き、基本的な保育サービスに要する費用とする。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる児童（3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児）は、保育料月額から無償化の給付費を控除した額とする。

（3～5歳児） ① = 施設に支払った保育料月額 - 37,000円

（非課税世帯の0～2歳児） ① = 施設に支払った保育料月額 - 42,000円

※補助対象経費となる保育料について、他の補助金等の交付を受けている場合には、保育料月額から当該補助金等の額を控除した額とする。

（藤沢型認定保育施設保育料補助金、及び幼児教育施設保育料補助金の対象者は、当該補助金の交付時において、本補助金(保育料減免補助金)分を控除するものとし、①からは控除しない。）

②：登園自粛要請期間において、利用施設に登園しなかった日数

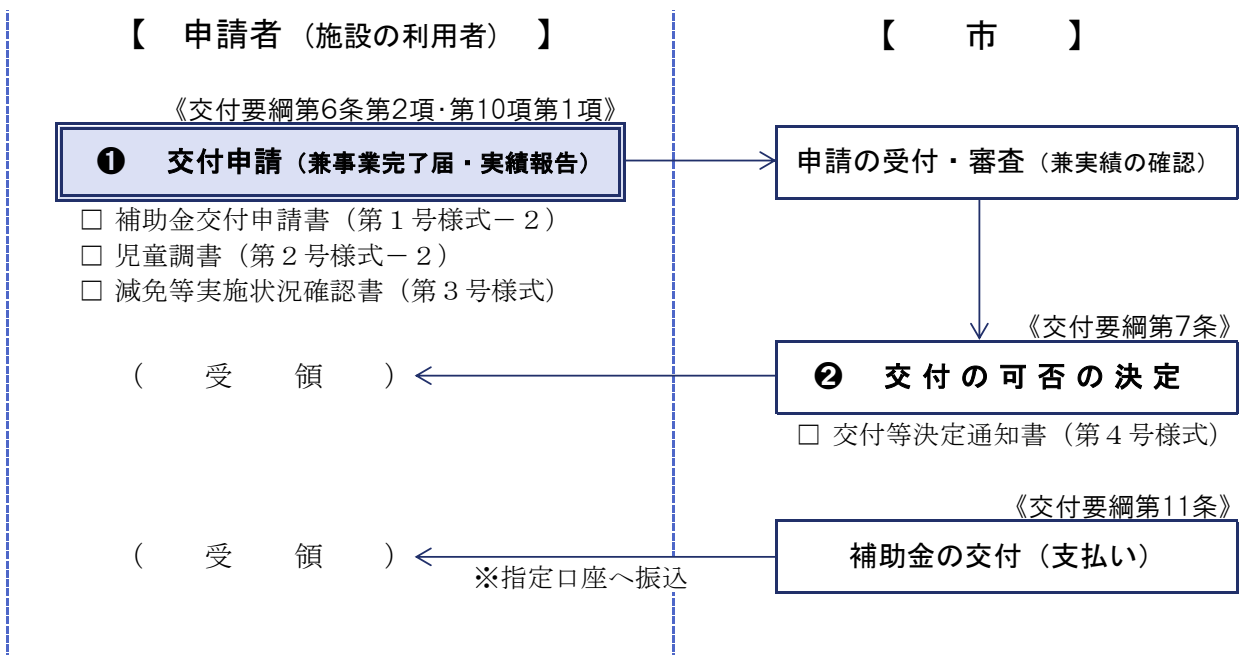
※土曜日等、通常時において利用していない曜日についても、登園しなかった場合は欠席日数に含めるものとする。

③：当該月の日曜日・祝日を除く日数（4月は25日、5月は23日）

6 スケジュール

8月中旬～	申請手続きの案内
9月1日～9月30日	申請書類の提出・受付 [①] 〈申請者→市〉 ※施設が保育料減免を行わないことが条件
10月上旬～10月下旬	交付決定通知書の送付 [②] 〈市→申請者〉
10月下旬～11月	補助金の交付（支払い） 〈市→申請者〉

7 申請等手続の流れ



以上